

# 多気町指定給水装置工事事業者の更新を受ける場合の手続き

## ◇ 更新手続きの流れ

1. 提出期限までに必要書類一式を提出してください。（郵送可）
2. 提出書類の内容を確認後、後日『更新手続き完了』のハガキを発送させていただきます。
3. 『更新手続き完了』のハガキと『更新手数料』を持参していただき、上下水道課の窓口へお越しください。
4. 更新手数料納入後、『多気町水道指定給水装置工事事業者証』をお渡しします。

## ◇ 提出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定（更新）申請書（様式第1）
2. 機械器具調書（別表）【機械器具写真添付】
3. 誓約書（様式第2）
4. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
5. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
6. 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）
7. 法人事業主の場合・・・定款（写し）および登記事項証明書  
個人事業主の場合・・・住民票
8. 事業所の写真【外観と内観】
9. 多気町指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

## ◇ 更新手数料

7,000円（手続き完了後納付）